

横浜国立大学教員の懲戒解雇処分に係る 地位確認請求訴訟提訴記者会見

～横国大における「不正」入試問題を原因とする教員の懲戒解雇事件～

2021年3月5日

弁護士 原 和良 (弁護士法人パートナーズ法律事務所)

弁護士 指宿 昭一 (暁法律事務所)

弁護士 高橋 里沙 (弁護士法人パートナーズ法律事務所)

電話 03-5911-3216 Fax 03-5911-3217

提訴日 3月12日(金) 横浜地方裁判所
記者会見 3月12日(金) 15時30分
会見者 原告本人、原告代理人弁護士・原和良、指宿昭一、高橋里沙
*原告の顔の写真撮影は不可
会見場 神奈川県庁記者会見場

事件の概要

1 当事者等

- (1) 被告は、神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号に本部を置く日本の国立大学です。同大学のウェブサイトによれば、2020年5月20日時点において総学生数7298名(内220名が留学生)を抱える、神奈川県を代表する規模の有名国立大学といえます。
- (2) 原告は、2012年8月1日付けで被告に採用されて以降、被告の教員として勤務してきました。原告は、被告において教授の地位にあり、被告の国際教育センターにおいて提供されるYOKOHAMA Creative-City Studies (YCCS) Programという外国人留学生及び日本人帰国生徒向けの特別教育プログラム(以下「YCCSプログラム」といいます。)において教鞭をとってきました。

2 被告による解雇通告及びその不当性

2021年2月19日、被告は原告に対し、原告が被告の入試「不正」問題に主体的に関与したこと、学生の成績を恣意的に評価したこと等を理由に、原告を懲戒処分する旨の通告を行いました。

しかしながら、被告のYCCSプログラムの入試において、国籍の人数バランスのために選考評価の調整が行われたことは事実ですが、その調整は、英語のみを使用言語とする少人数のクラス授業を通じて国籍・地域を超えてグローバルな人材を養成するというプログラムの目的達成のため、入試選考において、国籍の偏りを排してバランスよく選考し採用することが考慮されるようにと大学組織内においてプログラム発足当時から検討が重ねられた結果として行われたものです。

当該調整行為は原告の主導により行われたものではなく、被告の入試課からの要請に従い、YCCS特別プログラム委員会という被告の委員会組織において毎年度正式に協議・確認された事項を、原告において、決定された業務の履行として忠実に実行したというものにすぎません。その選択された選考方法が、入試選抜のあり方として合理的かどうか、という点においては議論のあるところですが、いずれにしても原告は、組織決定に従って業務に携わったに過ぎません。

本件については、有名国立大学の教員が入試「不正」を行ったというセンセーショナルな話題であることから、NHK等のネットニュースでも多数報道されましたが、その実態としては、弁護士や第三者が加わる調査委員会まで立ち上げながら、結局は大学が主導で行っていた行為に係る全ての責任を1人の教員に転嫁するという、いわば「とかげのしっぽ切り」ともいえるべき組織的隠ぺい行為に他なりません。なお、この被告の入試「不正」問題に上記のような経緯があることについては原告以外の多数の教員も認めているところです。

その他の解雇理由についても、重大な事実誤認があるか若しくは事実無根な事由ですので、本件懲戒解雇は明らかな不当解雇にあたります。

原告としては、このような不当解雇を受け入れることは到底できませんので、被告に対し、原告の雇用契約上の地位の確認を請求する訴訟を提起するに至りました。